

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

貿易政策や貿易管理制度は商工業省商務局・外国貿易部 (Director General Foreign Trade : DGFT) が管轄する。根拠法は「1992年外国貿易（開発・規制）法」(The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992) で、実務的な規則は同法に基づいて DGFT が発表する「外国貿易政策 (Foreign Trade Policy : FTP)」とその手続きガイドブック (Handbook of Procedures) であり、これらにおいて輸出入政策を包括的にカバーする外国貿易政策を発表している。外国貿易政策、手続きガイドブックはいずれも5年ごとに発表される。現行の最新版は2015年4月1日に発効され、2021年4月に失効する予定であったが、2022年3月31日まで有効期限が延長された。

(1) 輸入品目規制

インドの輸入品目は①輸入自由品目、②輸入制限品目、③輸入禁止品目、④輸入業者指定品目から構成される (図表 16-1)。工業製品を含め、ほとんどの品目が輸入自由品目に該当する。なお、上記の分類に限らず、一部の特定品目については輸入港が限定されている。

また、インド国内の法規制には特定国からの輸入禁止・制限措置などは設けられていないが、イラクからの武器輸入などについては国連決議に基づいて制限されている。更に一部品目についてはイラク、イラン、北朝鮮との貿易に制限があるほか、イラン、北朝鮮との貿易を禁止している品目がある。

図表 16-1 輸入品目規制

品目区分	内容
輸入自由品目 (Free)	自由に輸入できる品目
輸入制限品目 (Restricted)	輸入に際し、ライセンス、輸入許可、もしくは各種証明書の取得が必要な品目。一部の農産品、鶏肉関連製品、中古品などが含まれる。輸入に際しては、DGFTへの申請が必要
輸入禁止品目 (Prohibited)	輸入が禁止されている品目。動物や一部の農産品、武器、牛肉関連品などが含まれる
輸入業者指定品目 (Canalized)	国有企業など指定された業者 (STE : State Trading Enterprises) へのみ輸入が許可されている品目。原油、石油、一部の穀物等が含まれる

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出品目規制

インドの輸出品目は①輸出自由品目、②輸出制限品目、③輸出禁止品目、④輸出業者指定品目から構成される (図表 16-2)。この他、外国貿易法で輸出が規制されている品目はあるが、工業製品を含め、ほとんどの品目は輸出自由品目に該当する。

輸出制限品目に該当する製品の輸出は、DGFT に輸出申請を行う必要がある。輸出地域規制として、対イラク輸出は国連決議に基づき制限されている。

図表 16-2 輸出品目規制

品目区分	内容
輸出自由品目 (Free)	自由に輸出できる品目
輸出制限品目 (Restricted)	輸出に際し、ライセンス取得が必要な品目。農産品などに多い
輸出禁止品目 (Prohibited)	野生動物や武器など輸出が禁止されている品目
輸出業者指定品目 (Canalized)	国有企業など一部指定業者 (STE) に輸出が限定されている品目で、一部の農産品や石油製品などが対象となっている

(出所) JETRO より作成

(3) 輸出入関連法・規制

輸出入業者は「輸出入業者コード」(Importer-Exporter Code : IEC) の取得を義務づけられており、IEC は DGFT にオンラインで申請可能である。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの適用には通関前に必要書類を通関に提出する必要がある。

また、外国貿易政策で定められている各種免税スキームなどを活用するには、所属する業界を管轄する輸出促進協議会 (Export Promotion Council : EPC) が発行する「登録証兼会員証」(Registration cum Membership Certificate : RCMC) を所有していなければならない。

2. 関税制度

財務省の中央関税局 (Central Board of Indirect Taxes & Customs) が関税及び関連制度を所管している。根拠法は、「1962 年関税法」(Custom Tariff Act, 1962)、「1975 年関税率法」(Custom Tariff Act, 1975) 及び「2017 年物品・サービス (州への税収補償) 税法」(Goods and Service tax (Compensation to States) Act, 2017) である。

(1) 関税制度

インドの関税制度は、物品・サービス税 (GST) 導入に伴い、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税 (IGST)、GST 補償税から構成されるようになっている (図表 16-3)。なお、GST の対象外となる原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール (特定物品に指定) は、旧法下の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が課税される。関税分類は 1998 年よりおおむね HS 分類に準拠している。

図表 16-3 関税体系の概要

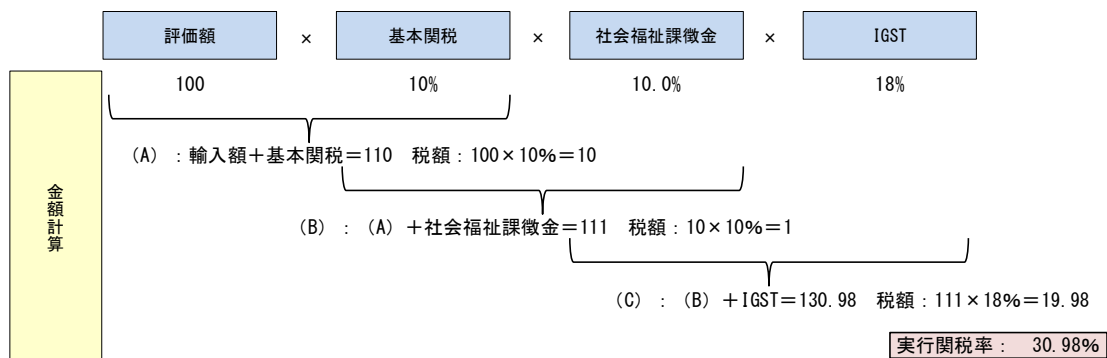
関税名	概要
基本関税 (Basic Custom Duty)	原則、0-10%の税率。但し、農水産物、繊維製品、自動車など同範囲を超える高関税が課せられる品目もある。評価額の計算は以下の通り 基本関税額=基本関税率×評価額 (Assessable Value) 評価額=FOB価格+輸送費+保険料+荷揚げ費用 輸送費 (実額を算出できない場合) =FOB価格×20% 保険料 (実額を算出できない場合) =FOB価格×1.125% 荷揚げ費用 (実額を算出できない場合) = (FOB価格+輸送費+保険料) ×1%
社会福祉課徴金 (Social Welfare Surcharge)	基本関税に10% (特定の物品に対しては3%)
統合物品・サービス税 (Integrated Goods and Service Tax:IGST)	2017年IGST法第5条に基づく。税率は輸入品目により0-28% (最高税率は40%)。2017年6月28日付通知No. 2/2017-Integrated Tax (Rate)において、豆類、野菜、食肉、手織物、新聞、書籍などIGST免税対象物品を規定。
物品・サービス (GST) 補償税 (GST Compensation Cess)	タバコ、炭酸水、高級車等特別な嗜好品などに対して、2017年GST補償税法第8条に基づき課税。GST対象外の原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては、引き続き旧法の相殺関税、追加関税・特別追加関税が課される。GST補償税が適用となる物品の利用許諾権または所有権などの譲渡の一定のサービスに対しては、GST補償税が適用される。

(出所) JETRO より作成

(2) 関税算出方法

評価額 (CIF 価格+陸揚費用) が 100、基本関税率 10.0%、社会福祉課徴金 10.0%、IGST18%の品目の場合、関税算出方法は図表 16-4 の通りで、実行関税率は 30.98%となる。州への税収補償のための物品・サービス (GST) 補償税が課される品目については、同税の税率が 10%の場合、(輸入額 100+基本関税 10+社会福祉課徴金 1) ×10%=11.1 を加算し (130.98+11.1=142.08)、実行関税率は 42.08%となる。社会福祉課徴金は控除できない。輸入時に課される IGST に係る仕入れ税額控除は、GST 課税売上に係る税額と相殺可能である。また、輸入時に課せられる GST 補償税に係る仕入れ額控除は、GST 補償税の租税債務とのみ相殺可能である。

図表 16-4 関税算出例



(出所) JETRO をもとに作成

(3) 主な関税減免スキーム

インドの外国貿易政策は、輸出振興のため、輸出目的に生産される部材に対して複数の関税減免スキームを定めている（図表 16-5）。

図表 16-5 主な関税減免スキーム

スキーム名	概要
事前認可スキーム (AAS: Advance Authorization Scheme)	特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部品の免税輸入を許可するスキーム。免税対象は、基本関税、社会福祉課徴金、GST対象外の物品に課税される追加関税である。免税有効期間は3年間。一部の高額製品を除き、インド国内での最低付加価値基準15%を達成することが条件となる
免税輸入許可スキーム (DFIA: Duty Free Import Authorization Scheme)	AASと同様、特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部材の免税輸入を許可するスキーム。基本関税と社会福祉課徴金が免税可能である。AASが加工・輸出を行う製造業者のみを対象にしているのに対し、DFIAによる免税輸入許可は、製造業者の輸出入業務を代行する貿易業者に対しても発行される。インド国内の最低付加価値基準は20%である
輸出促進目的資本財輸入スキーム (EPCG: Export Promotion Capital Goods Scheme)	ゼロ関税EPCGスキーム：免除された関税額の6倍の輸出量を6年以内に達成することを条件に、輸出製品にかかる資本財輸入に対するゼロ関税が認められる。当該資本財の輸入は、EPCG許可日から18ヵ月以内に行う必要がある
	Post Export EPCGスキーム：輸入時に関税が適用されるが、基本関税が譲渡可能なクレジットとして充当可能になる
関税払い戻しスキーム (Duty Drawback Scheme)	輸出者が、輸出用製品をインドで製造した場合、当該製品の原材料や部品、または生産に用いる機械を輸入した際に支払った、関税の払い戻しを受けることができるスキーム。同スキームを使って関税の払い戻しができる品目は約4,000品目である
製品輸出スキーム (MEIS: Merchandise Export from India Scheme)	最新版の外国貿易政策で新たに追加されたスキーム。特定国に一定の製品を輸出する場合に適用される。当該事業者は製品輸出後に譲渡可能なクレジット・チケットを取得でき、基本関税、追加関税の支払に充当可能である
サービス輸出スキーム (SEIS: Service Exports From India Scheme)	最新版の外国貿易政策で新たに追加されたスキーム。一定条件下でサービスの輸出を行う場合に適用される。当該事業者はサービス輸出後に、ネット外貨収入の5-7%相当をクレジットとして取得でき、基本関税、追加関税の支払に充当可能である

(出所) JETRO より作成

3. 通関手続

インド国内において輸出入を行う場合には、輸出入業者コード (IEC) が必要となる。輸入通関には、①税関申告書、②インボイス (商用)、③パッキングリスト (インボイスと併せることも可能)、④船荷証券 (Bill of Lading: B/L) または航空貨物運送状 (Airway Bill) が必要である。

通関手続については、「ICEGATE」(Indian Customs Electronic Commerce/Electronic Data interchange (EC/EDI) Gateway) と呼ばれるポータルサイトで一部手続の電子化や納税者番号、知財情報の登録が可能になっている。ただし、インドに進出する日本企業へのヒアリングによると、貨物について係官の検査が必要になるために通関手続の完了に時間がかかり、インボイスやパッキングリストなどの書類は原本が必要とのことである。なお、輸出による代金回収は船積みから9ヵ月以内、輸入による代金支払は船積みから6ヵ月以内が原則とされている。

4. 貿易における諸問題

経済産業省の「不公正貿易報告書」(2022年6月)などによると、日本・インド間の貿易においては、主に以下のような問題点が指摘されている。

(1) 高関税率

インドの実行関税率は30%近く(図表16-4)、日本企業がインド向けに輸出を行う場合や現地の生産拠点がインド国外から部材を調達する場合、関税費用が価格競争上のネックになっている。また、この税率はインド政府がWTO協定交渉の場で提示する基本税率(10%)と乖離している。最近の動きとしては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2021年に特定の原薬や医療機器・医療キットに対して、輸入関税の一時的な免除やIGSTの一時的な引き下げ措置が行われた。

(2) エアコンの輸入禁止措置

2020年、インド政府は、冷媒封入済みのエアコンに関する輸入禁止措置を公布し、経過措置なく即日施行した。インドは、この輸入禁止措置はモントリオール議定書上の同国の義務と整合していると説明している。ただし、モントリオール議定書上のインドの削減・撤廃義務及びインド国内法上のオゾン層破壊物質フロンガス規制の対象外である冷媒を使用するエアコンを対象に含む点で、正当化の要件を満たさないと考えられる。

日本政府はインド政府に関して、上記の国際ルール上の問題について二国間で懸念を表明し、WTOにおけるTRIMs委員会、物品貿易理事会、市場アクセス委員会にて問題提起を行っている。

(3) ICT製品に対する関税引き上げ

インド政府は、インド国内における生産を促進するために、インドのWTO協定譲許表において無税(0%)を約束しているICT製品について、2014年以降、繰り返し関税引き上げを実施している。

図表 16-6 関税引き上げの主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドの HS 番号	関税率
スマートフォン	8517.1211	0%から 20%に引き上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%から 20%に引き上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%から 10%に引き上げ
スマートフォン用 LCD モジュール	8517.7090	0%から 15%に引き上げ (一部 20%)

(注) いずれもインドの WTO 協定譲許表の税率は 0%

(出所) 経済産業省の「不正貿易報告書」(2022 年 6 月) より作成

日本政府は、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品理事会の場において、また現地大使館などから繰り返し懸念を表明し、事務レベル会合を開催し、関税措置の早期撤回を要請しているものの、インド政府による状況の改善は見られない状況にある。

(4) 鉄鋼製品に対する貿易障壁

近年、中国の鉄鋼市場における供給過剰に反応する形で、インド政府は国内産業保護のために鉄鋼製品に対するセーフガード（緊急輸入制限）措置を発動した。具体的には 2015 年 9 月に熱延鋼板に対して暫定措置による課税を開始し、2016 年 3 月には暫定課税措置を確定措置として、暫定措置から 2 年 6 ヶ月にわたる課税を決定した。鋼板は日本からインドへの主要輸出品であるため、日本政府はインド政府に対して WTO 協定に基づく協議を要請した。

2008 年 9 月以降、鉄鋼製品の強制規格が導入されている。インド政府は、その目的を製品の安全及び品質の確保、環境の保護としているが、日本としては、そのような目的は鉄鋼製品のような中間財ではなく最終製品の安全規制によって達成されるべきであるとして、各業界団体が既存規制の存続などの要請を提出している。

なお、インド政府は 2016 年 2 月に鉄鋼製品に対する最低輸入価格（MIP）を設定し、当該価格を下回る価格でのインド向け輸出を禁止する措置をとっていたが、これは 2017 年 2 月に撤廃された。

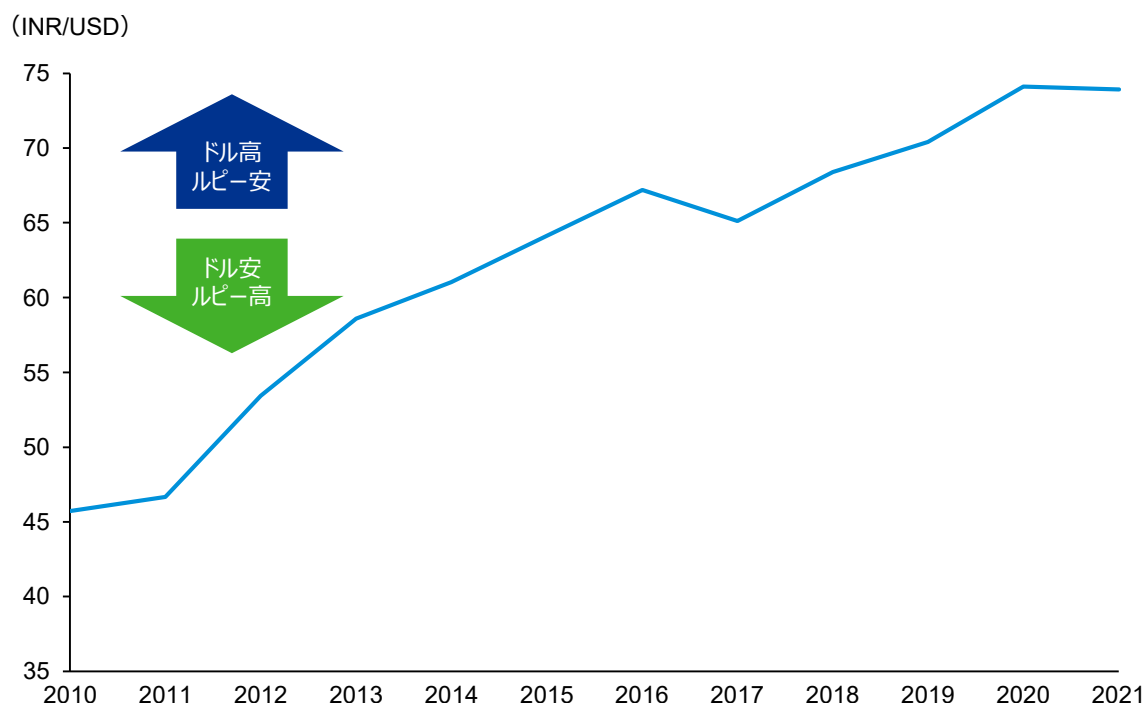
その後、2021 年 3 月、インド政府はサンセット・レビューを開始した。2021 年 9 月にインド商工省から延長の要望が出されたものの、2022 年 1 月インド財務省は、熱延鋼板及び厚板、冷延鋼板に対する課税措置を延長しないことを決定した。

5. 為替相場

1991年の外貨準備急減に対応した2回の通貨切り下げ、1992年の二重為替相場制の廃止と市場レートへの一本化、1993年の管理変動相場制への移行など、インド政府は市場メカニズムを前提とした為替変動を徐々に容認してきた。他方で物価安定を優先するインド準備銀行（RBI）は、必要に応じて為替介入を行っている。

対ドル相場は2011年後半以降、一時2016～2017年にかけてルピー高傾向になったことがあったものの、ルピー安基調が継続している。2020年に入り、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大やロックダウンに伴う景気悪化への懸念などがあるが、段階的な経済活動の再開や経常収支の改善などを支えに、為替相場は安定している。

図表 16-7 為替レートの推移

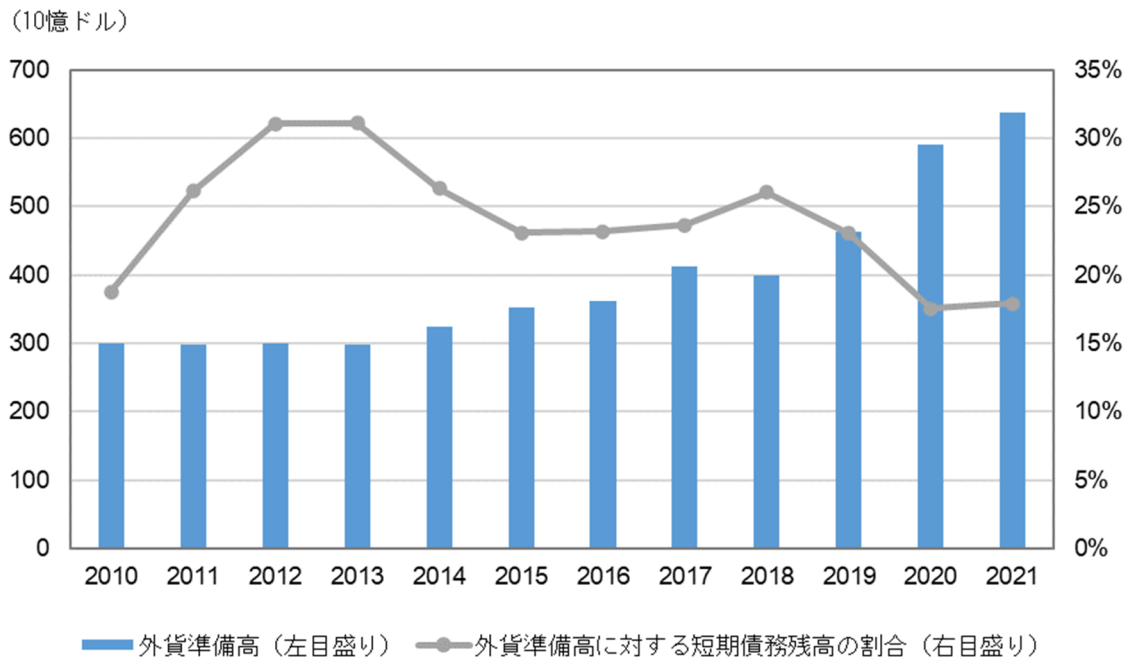


(出所) World Bank より作成

なお、外貨準備高は、2020年末に5,902億ドル（対前年比約27%増）となり、外貨準備高に占める短期債務残高の割合も17%台の水準まで減少している（図表16-8）。

これは、2019年時の原油価格の急落や米国のFRB（Federal Reserve Board）のハト派化によって、ルピーを含む新興国通貨を買い戻す動きが広がったほか、インドは積極的な投資誘致策などにより資金流入の勢いが続いていることを背景に、インド準備銀行（RBI）がドル買い介入で外貨準備を積み増していったためである。

図表 16-8 外貨準備高の推移（2010 年-2020 年）



(出所) 世界銀行より作成

6. 為替管理制度¹⁴

インドにおける為替取引はインド準備銀行 (RBI) が管轄する。根拠法は 1999 年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act 1999 : FEMA) で、詳細な運用については同法に基づいて RBI が公布する諸法令により定められる。

(1) 貿易取引

經常勘定における為替取引は原則として自由化されており、日本との貿易の場合はドル・ベースが基本となる。ただし、ネパールとブータンとの輸出入では、インドルピーで決済することが義務づけられている。また、輸出で獲得した利益は全額、居住者外貨預金 (Exchange Earners Foreign Currency : EEFC) 口座に外貨で保有が可能である。

(2) 貿易外取引

RBI は 2015 年 6 月、居住者の海外送金について定めた「送金自由化スキーム」 (Liberalised Remittance Scheme : LRS) を緩和した。

¹⁴ 法人の対外商業借入など、資本取引に区分される取引については、「第 18 章 資金調達」を参照。

それによって以下を目的とする外貨獲得の場合は、一年度あたり 25 万ドルまでの金額についてはインド準備銀行（RBI）からの事前認可が不要となった（図表 16-9）。これを超える場合は事前認可が必要となる。なお、出稼ぎ、海外での治療に関連するサービス、留学を目的とした支出については 25 万ドルを超える場合でも RBI の事前認可は不要であるが、当該目的に関連した証憑の提出が必要である。

図表 16-9 送金自由化スキームの対象用途

	目的
1	私的な海外旅行（ネパール及びブータンを除く）
2	ギフトや寄付
3	雇用のための海外渡航
4	海外移住
5	海外の親類への生活支援
6	海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、同行に関する渡航費用
7	海外での治療、健康診断に関連する費用（同行者の渡航費用も対象）
8	留学
9	その他（美術品の購入、海外有価証券・不動産投資など）

（出所）インド準備銀行「Master Direction - Liberalised Remittance Scheme (LRS)」より作成